

自然災害等による災害救助法適用地域居住の被災者を対象とした特別措置

龍谷大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学のための機会を確保するために、災害救助法適用地域居住の被災者を対象とした以下の特別措置を設けています。

特別措置の適用を希望される方は、龍谷大学入試部(Tel:075-645-7887 平日9:00~16:45)までご連絡いただきますようお願いいたします。

■受験料・審査料の免除について

1. 対象：自然災害等による災害救助法適用地域に本人または父母のいずれか(または家計支持者)が居住しており、以下のいずれかの要件を満たされる方
 - (1) 災害により父母のいずれか(または家計支持者)が亡くなった場合
 - (2) 災害により父母のいずれか(または家計支持者)が負傷され、一ヶ月以上の加療が必要な場合
 - (3) 災害により父母のいずれか(または家計支持者)の家屋が全壊(全焼)した場合、または大規模半壊した場合。
 - (4) 災害により父母のいずれか(または家計支持者)の家屋が半壊(半焼)もしくは床上浸水により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合
 - (5) その他災害により受験料・審査料支弁が著しく困難となったと認められる場合
2. 期間：受験料および併願審査料の免除を受けることができる期間は、当該事由が発生した年度限りとします。
3. 免除内容：当該事由が発生した日以降に出願をおこなう、本学が定める入学試験の受験料および併願審査料を全額免除します。
4. 選考方法：お問い合わせを受け、要件を満たすことを証明する公的書類等および申請書を提出いただきます。提出された申請書および被災状況証明書等をもとに、学長が決定します。
5. 申請期限：原則として各入学試験の出願期間開始日までとします。

■入学申込金・授業料等の減免について

1. 対象・措置内容

2020年度(2020年4月~2021年3月)内に発生した自然災害等により災害救助法が適用された地域に本人または父母のいずれか(または家計支持者)が居住しており、学費の支弁が困難であると認められ、以下のいずれかの要件を満たされる方。

	対 象	措置内容
①	父母のいずれか(または家計支持者)が亡くなった場合、または家屋が全壊(全焼)もしくは大規模半壊した場合	入学申込金全額および年間授業料相当額*の減免
②	父母のいずれか(または家計支持者)が負傷され1ヶ月以上加療が必要な場合、または家屋が半壊(半焼)もしくは床上浸水により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合	入学申込金全額および半期授業料相当額*の減免

※本制度の採用者は、入学時納入金として、『入学申込金、施設費、実験実習料、実習料、留学実習料および諸会費等相当額(入学時納入金合計金額から授業料相当額を差し引いた金額)』を納入いただきます。

※ここに定める金額を上限として、奨学委員会で決定します。

2. 期間：上記の措置を受けることができる期間は、入学年度のみとします。
3. 選考方法：お問い合わせを受け、要件を満たすことを証明する公的書類等および申請書を提出いただきます。提出された申請書および被災状況証明書等をもとに、奨学委員会の議を経て、学長が決定します。
4. 申請期限：原則として各入学試験の出願期間開始日までとします。
5. 注意事項：本特別措置により入学申込金および授業料の減免を受けた方が、国の修学支援新制度に採用された場合は、まずは、本特別措置を適用して入学申込金および授業料を減免し、減免後の入学申込金および授業料金額から修学支援新制度による減免を行います。

詳しくは、以下へお問い合わせください。

龍谷大学入試部被災特別措置担当係 Tel:075-645-7887 (平日9:00~16:45) Fax:075-645-4155